○農林水産省告示第二千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町北野牧字フッソリ一七七九九の一、字上ノ岩一七八〇八の一、一七八〇九、字岩ノ平一八〇〇二の一、甘楽郡下仁田町大字西野牧字荷倉沢一一二〇七、字場良原一一三八六、大字青倉字赤芝尾上三九六三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字フッソリ一七七九九の一（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ岩一七八〇八の一・一七八〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字岩ノ平一八〇〇二の一、字荷倉沢一一二〇七、字場良原一一三八六、字赤芝尾上三九六三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに安中市役所及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県山形市大字滑川字次郎畑四六五、四六六、四七〇、四七一、七七一、七七二、一三〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町假宿字上堂九三、九四の一、字荒園三四六〇の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市松山町新橋字榎田一三八六の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字吉井八九三六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町石谷イ五〇八の内二、イ八四七の一、イ八四九、イ八五〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市菱町五丁目字穴切九八〇の五、九八一、九八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

東町小夜戸一六八一（次の図に示す部分に限る。）、一六八二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県安中市東町小夜戸一〇六三、一〇七七、一〇七八、一六七八、一六七九、一六八一、一六八二、一六九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）